

〔石橋地区のみなさまへ〕

新しいごみの出し方が

はじめまりました

これまで「燃えるごみ」の日に outsされていた「ペットボトルのラベルやキャップ」、「シヤンプーのボトル」、「カップ麺の容器」などは、新たに設けた「プラスチック包装」の日に outsしてください。

「プラスチック製容器包装」の出し方

- ① 中身を完全に使い切ってください。
- ② 汚れを落としてください。（汚れが落ちないものは、燃えるごみで outsしてください。）
- ③ ボトルやシヤンプーの容器は、本体からフタやノズルをはずして同じ袋に入れて outsしてください。（圧縮梱包に支障があるため）
- ④ 透明か半透明の袋やレジ袋に入れて outsしてください。

※クリーンパーク茂原への直接搬入はできません。（ごみステーションのみの回収になります。）

詳しくは、各戸配布のパンフレットをご覧ください。ご協力をお願いします。



※汚れや油分のべとつきが取れないものは、これまでどおり「燃えるごみ」として outsしてください。

住宅用太陽光発電システム

設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システム

を設置する市民の方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内での交付となりますので、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を中止させていただきます。詳細は環境課までお問い合わせください。

■補助対象者

- 補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。
- ① 市内に居住していること。（実績報告時において居住している場合を含む。）
- ② 電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする。）にシステムを設置すること、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入すること。
- ③ 設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- ④ 市税の滞納がないこと。

■補助金の額

太陽電池の最大出力1kW当たり2万円（上限8万円）1,000円未満の端数は切り捨て。

■予算額 1,000万円

■申請受付

4月1日(月)午前8時30分から

■必要書類

- ・システムの概要が確認できる書類
- ・工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し
- ・市税の滞納がないことを証明する書類
- ・住民票の写し
- ・設置承諾書
- ・その他市長が必要と認める書類

■申請先

必要書類を添えて、環境課（国分寺庁舎2階）まで申請してください。

■注意事項

- ① 必ず設置工事の着工前またはシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請を

て交付決定を受けてください。交付決定前に工事に着工された場合または引渡しを受けた場合は補助金の交付が受けられません。

② 工事完了日、建売住宅の引渡し日については、次のとおりです。

| | | |
|-----------|-------|---|
| 工 事 完 了 日 | 既 築 宅 | 交付決定日から3か月以内、または平成26年3月10日(月)のいずれか早い日まで |
| | 新 築 宅 | 交付決定日から6か月以内、または平成26年3月10日(月)のいずれか早い日まで |
| 建売住宅の引渡し日 | | 交付決定日から3か月以内、または平成26年3月10日(月)のいずれか早い日まで |

③ 実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日またはシステム付建売住宅の引渡し完了した日から起算して、30日以内または平成26年3月24日(月)のいずれか早い日までになります。